



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 ヤマト・インターストリー株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩本 宣頼
(JASDAQ・コード 7886)
問合せ先 責任者役職名 取締役管理本部統括
氏 名 茂木 久男
(TEL 03 - 3834 - 3111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 29 日開催予定の第 60 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしました。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 企業価値のさらなる向上を目指し、経営体制の一層の強化と充実を図るための代表取締役の異動に伴い所定の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 27 日法律第 90 号。）による「監査等委員会設置会社」の法制化に合わせて執行に対する取締役会の監査機能強化、および社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性向上を目的とし、グローバルな視点から国内外のステークホルダーの期待に応えるべく、「監査等委員会設置会社」に移行し、ガバナンスの強化を図るものです。

これに伴い、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規程の追加、監査役や監査役会に係る規程の削除、取締役や取締役会に係る規程の変更等、所定の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 12 条 (条文省略)	第 1 条～第 12 条 (現行通り)
第三章 株主総会	第三章 株主総会
第 13 条 (条文省略)	第 13 条 (現行通り)
(招集権利者および議長)	(招集権利者および議長)
第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除いて、取締役会の決議に基づき <u>取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他</u>	第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除いて、取締役会の決議に基づき、 <u>あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集する。</u>

<p>の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。</u></p> <p>3. <u>取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。</u></p> <p>第 15 条～第 17 条 （条文省略）</p> <p>第四章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 （条文省略）</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第 19 条 （条文省略） （新設）</p> <p>（選任方法）</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. （条文省略） 3. （条文省略）</p> <p>（任期）</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>第 22 条 （条文省略）</p> <p>（招集者および議長）</p> <p>第 23 条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がそれに代わる。</u></p> <p>（招集通知）</p> <p>第 24 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発す</p>	<p>2. 株主総会においては、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が議長となる。</u> （削除）</p> <p>第 15 条～第 17 条 （現行通り）</p> <p>第四章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 （現行通り）</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第 19 条 （現行通り）</p> <p>2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>（選任方法）</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. （現行通り） 3. （現行通り）</p> <p>（任期）</p> <p>第 21 条 取締役<u>（監査等委員であるものを除く。）</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条 （現行通り）</p> <p>（招集者および議長）</p> <p>第 23 条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>あらかじめ取締役会において定められた取締役が招集し、その議長となる。</u> （削除）</p> <p>（招集通知）</p> <p>第 24 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。</p>
--	--

<p>るものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果、ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 <u>当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>第五章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(<u>監査役および監査役会</u>)</p> <p>第 29 条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(<u>監査役の数</u>)</p> <p>第 30 条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(<u>選任方法</u>)</p> <p>第 31 条 <u>当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>任期</u>)</p> <p>第 32 条 <u>当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>招集通知</u>)</p> <p>第 33 条 <u>当社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要がある時はこの期間を短縮する</u></p>	<p>ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第 25 条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果、ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 <u>当社の取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (現行通り)</p> <p>第五章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p>ことができる。</p> <p><u>2. 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p>(決議の方法)</p> <p><u>第 34 条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(常勤監査役)</p> <p><u>第 35 条 当社の監査役会は、監査役会の決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 36 条 当社の監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p>第 37 条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規程により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規程する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規程により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規程する額とする。</p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会)</p> <p><u>第 29 条 当社は監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の権限)</p> <p><u>第 30 条 監査等委員会は、法令の定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第 31 条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

<p>(新設)</p> <p>第六章 会計監査人</p> <p>第 39 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第七章 計算</p> <p>第 43 条～第 46 条 (条文省略)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会に関する規則は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第六章 会計監査人</p> <p>第 33 条～第 35 条 (現行通り)</p> <p>(報酬)</p> <p>第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第七章 計算</p> <p>第 37 条～第 40 条 (現行通り)</p>
--	--

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 29 日 (月)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 29 日 (月)

以上